

「営業中の支店・営業所について（準地元業者について）」

神戸市では、競争入札において、地元中小業者の育成の観点から案件内容の許すかぎり地元業者を優先して発注することとしています。

地元業者、準地元業者について、以下のとおり定義します。

- ・地元業者：本店を市内に有する者
- ・準地元業者：上記以外の者の内、営業中の支店・営業所を市内に有する者

準地元業者の要件である「営業中の支店・営業所を市内に有する者」の判断に当たって、本市が「営業中の支店・営業所」と認めるものは以下のとおりです。

1. 支店等としての形態を整えていること。

- 1) 常設されていること。インターネット上のショップや移動販売は認めない。
- 2) 事業を行うための建物であること。
 - ア 居宅等と共有の場合は、居宅部分等と壁等で仕切られ行き来ができない等、明確に区分されていること。
 - イ 建物外部又は入口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所として形態を整えていること。他社と同居的な間仕切りのみ等の形態は認めない。
 - ウ 業務が遂行できる最低限の事務用じゅう器（机、椅子等）や事務用機器（電話、ファクシミリ、複写機等）が備え付けられていること。
 - エ 単なる取次ぎ並びに単なる事務連絡所、工事事務所や作業所等は認めない。

2. 常時業務活動を行っていること。

- 1) 自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある常駐の職員が 1 名以上配置されており、常時（週 7 日間のうち 3 日以上かつ 18 時間以上）業務活動を行っていること。
- 2) 常時不在転送電話になっている状態は認めない。